

## 諸外国における車体課税の実態調査

問1 自動車の取得、保有、使用/走行の各段階で課される税について、課税主体、課税客  
体、課税指標、税率、税収を別紙様式によりご回答ください。また、電気自動車に対する  
優遇措置等については、その他特筆すべき内容として備考欄にご記載ください。

※ ガソリン車、電気自動車等の車両区分により、課税指標や税率等が変わる場合は、そ  
れぞれご回答ください。

※ 「出力」が課税指標になっている場合、お分かりになる範囲で「定格出力」「最高出  
力」のいずれかを明示してください。

問2 問1の課税指標に「排気量」がある場合、排気が無い電気自動車に対して、税率な  
どをどのように設定しているかご回答ください。

[ ]

問3 課税指標に「CO2 排出量」を採用している場合、具体的に、どういった考え方（指  
標として「CO2 排出量」に着目して課税する理由）に基づき、どういった測定方法  
（例：LCA など）により、どういった数値を捕捉することとしているかご回答くださ  
い。その際、走行段階でCO2を排出しない電気自動車については、どのように課税され  
ているかご回答ください。

[ ]

問4 問1の課税指標に「(最高)出力」がある場合、複数のモーターが搭載されている電気自動車の(最高)出力はどのように取り扱われるかご回答ください。

※例：(最高)出力が最も高いモーターの値を基に課税 等

[ ]

問5 問1の課税指標に「(最高)出力」がある場合、ソフトウェアの更新等により(最高)出力が変更された場合、課税上どのように取り扱われるかご回答ください。

※例：変更後の(最高)出力に基づき課税、変更前の(最高)出力に基づき課税 等

[ ]

問6 (問2や問3に関連して)一般的に、電気自動車は内燃機関車に比べて「重量」が大きくなることから、道路損傷負担等を考慮すれば、相応の税負担を求めるときも考えられますが、各国(州や市町村を含む。)において、これまで、電気自動車への課税のあり方についてどのような考え方が表明されているかご回答ください。

電気自動車の普及に伴うガソリンからの税収減に対して、交通インフラの維持のための方策が議論となっている。方法としては、EVに個別の登録料を課す、または、走行距離に応じた道路使用料を課す、などが挙げられている。<sup>12</sup>一方で、個別の登録料については、電気自動車の負担が一般的なガソリン車よりも高くなりかねないこと、走行距離が少ない場合(高齢者や低所得者等を含む)に対して逆進的になりかねないこ

<sup>1</sup> <https://www.ncsl.org/energy/special-fees-on-plug-in-hybrid-and-electric-vehicles>

<sup>2</sup> <https://pluginamerica.org/policy/ev-road-usage-fees/>

<https://slate.com/business/2023/01/electric-cars-hummer-ev-tax-fees-weight-joe-biden.html>

となどが指摘されている。<sup>3</sup>走行距離に応じた道路使用料については、徴収コスト、プライバシー侵害、電気自動車など燃費の高い車へのインセンティブを損なうことなどの指摘がある。<sup>4</sup>

問7 (問6に関連して) 電気自動車への課税について、課税を強化する観点で近年の動き<sup>\*</sup>がある場合は、その内容や国内での議論、検討の状況、課題(業界団体からの反発等)などをご回答ください。

※税率の引上げ、優遇措置対象の縮小、新たな課税指標((最高)出力など)の採用など

( )

問8 今回の調査への回答にあたり、参考とした法令・制度や文献、記事などがあれば、該当箇所を含めご回答ください。

個別の参照文献等については、脚注参照。全般的には、「車体課税制度のグリーン化及び今後の見通しに関する国際比較調査・分析等委託 報告書」([https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/material/r0203\\_green.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/material/r0203_green.html))中の「Ⅲ. 自動車関連税制」を参考とした。

<sup>3</sup> <https://www.consumerreports.org/cars/hybrids-evs/without-a-gas-tax-how-will-evs-be-charged-for-road-use-a1206432507/>

<sup>4</sup> <https://www.washingtonpost.com/transportation/interactive/2021/electric-mileage-tax/>

(別紙)

課税段階※	取得
税の名称	売上・使用税(※)(Sales and Use Tax) ※売上税は燃料に対して、使用税は自動車の購入に対して適用される。
課税主体	カリフォルニア州・各郡・各市
課税客体	個人資産の最終消費(卸売段階では課税されない)
課税指標	購入価格
税率	<ul style="list-style-type: none"><li>・州の税率は6%、郡の税率は1.25%であり、合計7.25%。<sup>5</sup></li><li>・上記に加え、各郡・市が税率を設定しており、0%(7.25%のまま)~3.50%(10.75%)まで多様。<sup>6</sup></li><li>・適用される州の売上・使用税の税率は以下 ガソリン:2.25%+1ガロン当たり0.08ドル(2023.7~2024.6)<sup>7</sup> 軽油:13%+1ガロン当たり0.5ドル(2023.10~2024.6) ※自動車の贈与、家族間での譲渡は除外</li></ul>
税収 (直近3年分)	2023年度 <sup>8</sup> 約336.0億ドル <sup>9</sup> 2022年度 約328.5億ドル <sup>10</sup> 2021年度 約308.7億ドル <sup>11</sup>

<sup>5</sup> <https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/sut-rates-description.htm>

<sup>6</sup> <https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/rates.aspx>

<sup>7</sup> <https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/sales-tax-rates-for-fuels.htm>

<sup>8</sup> カリフォルニア州の予算年度は7月1日から翌年6月30日

<sup>9</sup> <https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/BudgetSummary/FullBudgetSummary.pdf> p12

<sup>10</sup> <https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/BudgetSummary/FullBudgetSummary.pdf> p12

<sup>11</sup> <https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/BudgetSummary/FullBudgetSummary.pdf> p16

備考	ゼロエミッションまたはゼロエミッションに近い自動車を購入またはリースした場合、世帯収入、居住地、車種等により売上・使用税の一部が免除。(2023年1月1日から2027年12月31日) <sup>12</sup>
----	---

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

---

<sup>12</sup> <https://www.cdtfa.ca.gov/formspubs/L878.pdf>

(別紙)

課税段階※	取得
税の名称	ガス・カズラー税 (Gas Guzzler Tax) <sup>13</sup>
課税主体	連邦政府
課税客体	アメリカ合衆国環境保護庁 (EPA) が定める燃費基準である 22.5 マイル/ガロン (mpg) を達成していない、以下の条件に該当する自動車の販売・輸入 ・ 未積載車両総重量 6,000 ポンド以下 ・ ガソリンあるいは軽油駆動のエンジンで走行 ・ 主に公道、高速道路での走行を行う自動車
課税指標	燃費基準の達成度合いに応じて課税
税率	22.5mpg 以上 : 0 ドル 21.5mpg 以上 22.5mpg 未満 : 1,000 ドル 20.5mpg 以上 21.5mpg 未満 : 1,300 ドル 19.5mpg 以上 20.5mpg 未満 : 1,700 ドル 18.5mpg 以上 19.5mpg 未満 : 2,100 ドル 17.5mpg 以上 18.5mpg 未満 : 2,600 ドル 16.5mpg 以上 17.5mpg 未満 : 3,000 ドル 15.5mpg 以上 16.5mpg 未満 : 3,700 ドル 14.5mpg 以上 15.5mpg 未満 : 4,500 ドル 13.5mpg 以上 14.5mpg 未満 : 5,400 ドル 12.5mpg 以上 13.5mpg 未満 : 6,400 ドル 12.5mpg 未満 : 7,700 ドル
税収 <sup>14</sup> (直近3年分)	2022 年度 <sup>15</sup> 0.55 億ドル 2021 年度 0.53 億ドル

<sup>13</sup> <https://www.epa.gov/fueleconomy/gas-guzzler-tax>

<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f6197.pdf>

<sup>14</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/histab20.xls>

<sup>15</sup> アメリカ合衆国連邦政府における予算年度は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日

	2020 年度 0.49 億ドル
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

(別紙)

課税段階※	取得
税の名称	重量貨物車小売税 (Retail Tax on Heavy Trucks, Trailers, and Tractors) <sup>16</sup>
課税主体	連邦政府
課税客体	高速道路用トラックのシャシー・車体、高速道路用トレーラーおよびセミトレーラーのシャシー・車体、トレーラーまたはセミトレーラーと組み合わせて使用される高速道路用トラクター
課税指標	トラック (車両総重量 33,000 ポンド超)、トレーラーおよびセミトレーラー (車両総重量 26,000 ポンド超)、トラクター (車両総重量 19,500 ポンド超かつ連結車両総重量が 33,000 ポンド超) の販売、リース
税率	車両購入価格の 12% (各種部品および付属品の購入費を含む、売上税は含まない)
税収 <sup>17</sup> (直近3年分)	2022 年度 <sup>18</sup> 52.4 億ドル 2021 年度 48.2 億ドル 2020 年度 40.3 億ドル
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>16</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p510.pdf> p35

<sup>17</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/histab20.xls>

<sup>18</sup> アメリカ合衆国連邦政府における予算年度は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日

(別紙)

課税段階※	取得
税の名称	高速道路重量車使用税 (Heavy Highway Vehicle Use Tax) <sup>19</sup>
課税主体	連邦政府
課税客体	高速道路を走行する総重量 55,000 ポンド以上の車 ※ 商用車の年間走行距離が 5,000 マイル以下 (農業用車両の年間走行距離は 7,500 マイル以下) である場合、高速道路用自動車と見なされない場合等は除外。
課税指標	車両総重量
税率	・ 5,000~75,000 ポンド : 100 ドル+55,000 ポンド超 1,000 ポンドにつき 22 ドル ・ 75,000 ポンド以上 : 550 ドル
税収 <sup>20</sup> (直近3年分)	2022 年度 <sup>21</sup> 14.2 億ドル 2021 年度 13.9 億ドル 2020 年度 12.6 億ドル
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>19</sup> <https://www.fhwa.dot.gov/policyinformation/hvut/mod1/whatishvut.cfm>

<sup>20</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/histab20.xls>

<sup>21</sup> アメリカ合衆国連邦政府における予算年度は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日

(別紙)

課税段階※	保有
税の名称	自動車登録料 (Vehicle License Fee) <sup>22</sup>
課税主体	カリフォルニア州
課税客体	乗用車、商用車、バイク、トレーラーの購入および更新
課税指標	自動車購入価格 (付属品・カスタマイズ代含む、売上・使用税は含まない※) ※ 車両総重量 33,001 ポンド以上のトラック又はトラックシャーシの最初の小売販売時には、連邦物品税 (FET) が原価に含まれる。
税率	購入価格等の 0.65% ※登録後 11 年は毎年減少
税収 (直近 3 年分)	2021 年度 <sup>23</sup> 31.7 億ドル <sup>24</sup> 2020 年度 31.4 億ドル <sup>25</sup> 2019 年度 28.0 億ドル <sup>26</sup>
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>22</sup> <https://www.dmv.ca.gov/portal/vehicle-registration/registration-fees/>

<https://www.dmv.ca.gov/portal/handbook/vehicle-industry-registration-procedures-manual-2/collection-and-payment-of-fees-and-penalties/vehicle-license-fee/>

<sup>23</sup> カリフォルニア州の予算年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日

<sup>24</sup> [https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

<sup>25</sup> [https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

<sup>26</sup> [https://ebudget.ca.gov/2021-22/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2021-22/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

(別紙)

課税段階※	保有
税の名称	輸送改善料 (Transport Improvement Fee) <sup>27</sup>
課税主体	カリフォルニア州
課税客体	乗用車、商用車、バイク、トレーラーの購入および更新
課税指標	自動車購入価格 (付属品・カスタマイズ代含む、売上・使用税は含まない)
税率	車両時価総額 0~4,999 ドル : 29 ドル 車両時価総額 5,000~24,999 ドル : 59 ドル 車両時価総額 25,000~34,999 ドル : 118 ドル 車両時価総額 35,000~59,999 ドル : 177 ドル 車両時価総額 60,000 ドル以上 : 206 ドル ※2020 年以降毎年 1 月 1 日に、州の物価上昇率に応じて税率の見直しを行うこととされている。
税金 (直近 3 年分)	2021 年度 <sup>28</sup> 19.6 億ドル <sup>29</sup> 2020 年度 19.1 億ドル <sup>30</sup> 2019 年度 17.4 億ドル <sup>31</sup>
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>27</sup> <https://www.dmv.ca.gov/portal/vehicle-registration/registration-fees/>

<sup>28</sup> カリフォルニア州の予算年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日

<sup>29</sup> [https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

<sup>30</sup> [https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

<sup>31</sup> [https://ebudget.ca.gov/2021-22/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2021-22/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

(別紙)

課税段階※	保有
税の名称	道路改善料 (Road Improvement Fee) <sup>32</sup>
課税主体	カリフォルニア州
課税客体	2020年モデル以降のすべてのゼロエミッション車 (ZEV) の購入および更新 ※車両規定第 9400.1 項の対象となる商用車には適用されない。 ※認可を受けた自動車ディーラーから新規に購入した ZEV の初回登録には課されない。
課税指標	—
税率	108 ドル ※毎年 1 月 1 日に、州の物価上昇率に応じて料金の見直しを行うこととされている。
税収 (直近 3 年分)	2021 年度 <sup>33</sup> 0.2 億ドル <sup>34</sup> 2020 年度 0.1 億ドル <sup>35</sup> 2019 年度 0.0 億ドル <sup>36</sup>
備考	本調査においては、各種登録料のうち、販売価格に応じて課され、固定資産税とみなすことができるもの (Ad valorem tax) を対象としている。Road Improvement Fee は、販売価格に応じて課されていないものの、電気自動車に対する課税の検討に有益と判断し、対象に含めている。その他の販売価格に応じて課されないものは <a href="https://www.dmv.ca.gov/portal/vehicle-registration/registration-fees/">https://www.dmv.ca.gov/portal/vehicle-registration/registration-fees/</a> 等を参照。

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>32</sup> <https://www.dmv.ca.gov/portal/vehicle-registration/registration-fees/>

<sup>33</sup> カリフォルニア州の予算年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日

<sup>34</sup> [https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

<sup>35</sup> [https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

<sup>36</sup> [https://ebudget.ca.gov/2021-22/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2021-22/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

(別紙)

課税段階※	保有
税の名称	重量料 (Weight Fee) <sup>37</sup>
課税主体	カリフォルニア州
課税客体	商用車
課税指標	車軸数・未積載重量
税率	○電気自動車 (未積載重量をベース) 5,999 ポンド以下 : 87 ドル 6,000-9,999 ポンド : 266 ドル 10,000 ポンド以上 : 358 ドル ○車軸数 2 以下の自動車 (未積載重量をベース) 1,999 ポンド以下 : 8 ドル 2,000-2,999 ポンド : 8 ドル 3,000-4,000 ポンド : 24 ドル 4,001-5,000 ポンド : 80 ドル 5,001-6,000 ポンド : 154 ドル 6,001-7,000 ポンド : 204 ドル 7,001-8,000 ポンド : 257 ドル 8,001-9,000 ポンド : 308 ドル 9,001-10,000 ポンド : 360 ドル ○車軸数 3 以上の自動車 (未積載重量をベース) 1,999 ポンド以下 : 0 ドル 2,000-3,000 ポンド : 43 ドル 3,001-4,000 ポンド : 77 ドル 4,001-5,000 ポンド : 154 ドル 5,001-6,000 ポンド : 231 ドル

<sup>37</sup> <https://www.dmv.ca.gov/portal/driver-education-and-safety/educational-materials/fast-facts/registering-commercial-vehicles-and-pti-trailers-ffvr-27/>

	6,001-7,000 ポンド : 308 ドル 7,001-8,000 ポンド : 385 ドル 8,001-9,000 ポンド : 462 ドル 9,001-10,000 ポンド : 539 ドル ○10,000 ポンド以上の自動車（未積載車両をベース。電気自動車を除く。） 10,001-15,000 ポンド : 332 ドル 15,001-20,000 ポンド : 447 ドル 20,001-26,000 ポンド : 546 ドル 26,001-30,000 ポンド : 586 ドル 30,001-35,000 ポンド : 801 ドル 35,001-40,000 ポンド : 937 ドル 40,001-45,000 ポンド : 1,028 ドル 45,001-50,000 ポンド : 1,161 ドル 50,001-54,999 ポンド : 1,270 ドル 55,000-60,000 ポンド : 1,431 ドル 60,001-65,000 ポンド : 1,562 ドル 65,001-70,000 ポンド : 1,701 ドル 70,001-75,000 ポンド : 2,004 ドル 75,001-80,000 ポンド : 2,064 ドル
税込 (直近3年分)	2022年度 <sup>38</sup> 13.2億ドル(見込み) <sup>39</sup> 2021年度 12.9億ドル(見込み) 2020年度 12.6億ドル
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>38</sup> カリフォルニア州の予算年度は7月1日から翌年6月30日

<sup>39</sup> <https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/BudgetSummary/FullBudgetSummary.pdf> P.278

(別紙)

課税段階※	走行
税の名称	自動車輸送燃料税 (Motor Vehicle Fuel Tax、 Diesel Fuel Tax) <sup>40</sup>
課税主体	カリフォルニア州
課税客体	ガソリンの製油所等からの出荷・販売
課税指標	燃料 1 ガロン当たり
税率	ガソリン : 0.579 ドル 航空ガソリン : 0.18 ドル ジェット燃料 : 0.02 ドル ※2023.7-2024.6 時点  軽油 : 0.441 ドル ※2023.10-2024.6 時点
税収 (直近3年分)	2021年度 <sup>41</sup> 84.6億ドル <sup>42</sup> 2020年度 78.1億ドル <sup>43</sup> 2019年度 78.0億ドル <sup>44</sup>  ※Motor Vehicle Fuel Tax、 Diesel Fuel Tax をあわせたもの。
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>40</sup> <https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/motor-vehicle-fuel-faq.htm>

<https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/sales-tax-rates-for-fuels.htm>

<sup>41</sup> カリフォルニア州の予算年度は7月1日から翌年6月30日

<sup>42</sup> [https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2023-24/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

<sup>43</sup> [https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2022-23/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

<sup>44</sup> [https://ebudget.ca.gov/2021-22/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS\\_SCH8.pdf](https://ebudget.ca.gov/2021-22/pdf/Enacted/BudgetSummary/BS_SCH8.pdf)

(別紙)

課税段階※	走行
税の名称	燃料物品税 (Fuel Excise Tax) <sup>45</sup>
課税主体	連邦
課税客体	ガソリン (航空ガソリン、RBOB ガソリン含む)、軽油、灯油 (航空機燃料含む)、圧縮天然ガス (CNG)、内陸水路の商業輸送に使用される燃料の貯蔵場所からの出荷・販売
課税指標	燃料 1 ガロン当たり
税率	ガソリン : 0.184 ドル 軽油・灯油 : 0.244 ドル ※地下貯蔵庫漏出 (LUST) 費 (0.001 ドル) 含む
税収 <sup>46</sup> (直近3年分)	2022 年度 <sup>47</sup> 380.7 億ドル 2021 年度 416.6 億ドル 2020 年度 346.1 億ドル
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>45</sup> <https://www.fhwa.dot.gov/policyinformation/statistics/2021/fe21b.cfm>

<https://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=55619#>

<sup>46</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/histab20.xls> の "Liquid Fuel -FOP" から "Kerosene(effective July 1, 1998)" までの値を合計したもの

<sup>47</sup> アメリカ合衆国連邦政府における予算年度は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日

(別紙)

課税段階※	走行
税の名称	石油税 (Petroleum Tax) <sup>48</sup>
課税主体	連邦
課税客体	原油の生産・輸入、石油製品の輸入
課税指標	燃料 1 バレル当たり
税率	石油流出税率 0.09 ドル 石油スーパーファンド税率 0.164 ドル 計 0.254 ドル ※公法 117-169, 136 Statute 1818 (August 16, 2022) は、2023 年 1 月 1 日より有害物質スーパーファンド (有害物質対応信託基金) 融資率を復活させた。 その結果、2023 年 1 月 1 日以降、石油税率は、石油流出事故責任信託基金の融資率 (石油流出税率) と有害物質スーパーファンド融資率 (石油スーパーファンド税率) の合計となる。 <sup>49</sup>
税収 <sup>50</sup> (直近 3 年分)	2022 年度 <sup>51</sup> 5.9 億ドル 2021 年度 6.6 億ドル 2020 年度 4.3 億ドル
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

<sup>48</sup> <https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/petroleum-tax-crude-oil-exports-reinstatement-of-hazardous-substance-superfund-financing-rate#:~:text=The%20petroleum%20oil%20spill%20tax,is%20indexed%20annually%20for%20inflation>

<sup>49</sup> <https://www.taftlaw.com/news-events/law-bulletins/reinstated-superfund-excise-tax-now-in-effect-but-questions-remain-as-to-calculation-of-tax-rates-for-certain-substances>

<sup>50</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/histab20.xls> の” Domestic petroleum (Superfund) (expired January 1, 1996)”から” Imported petroleum (Oil Spill Liability Trust Fund) (expired January 1, 1995; reinstated April 1, 2006)”までの値を合計したもの

<sup>51</sup> アメリカ合衆国連邦政府における予算年度は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日